

# 横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業

## 利用料助成の手引き

### 【令和5年7月版】

横浜子育てサポートシステム事業（以下、「本事業」とする。）において、本事業を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料（活動報酬）の一部を助成します。この手引きでは、助成を受けるために必要な手続きについてご案内します。申請の際には必ずこの手引きをお読みいただき、必要書類等に不備がないようご注意ください。

## 内容

1 対象者 .....	2
2 助成の内容 .....	2
3 お手続きの流れ .....	2
4 お手続きの詳細 .....	4
5 請求の受付期間について .....	8
6 よくあるご質問 .....	8
7 書類の送付先 .....	9
8 お問い合わせ先 .....	9

「横浜市電子申請・届出システム」からお手続きができます。ログイン後「手続き一覧（個人向け）」の「キーワード検索」に“子育てサポートシステム”と入力し検索してください。



[ホーム](http://yokohama.lg.jp) | [横浜市電子申請・届出システム \(yokohama.lg.jp\)](http://yokohama.lg.jp)

郵送でお手続きもできます。必要な様式は横浜市のウェブサイトから印刷してください。



## 1 対象者

以下の全てを満たす方が、助成の対象者です。

- ①横浜子育てサポートシステムの利用会員（または両方会員）に登録し、利用している方。
- ②ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）、生活保護受給世帯または住民税非課税世帯の方。

## 2 助成の内容

### ①助成の対象

令和5年1月以降で、横浜子育てサポートシステムを利用した際に、提供会員または両方会員に支払った利用料（報酬）。※報酬以外の、交通費、おやつ代やキャンセル料等の実費は対象外

### ②助成する金額

子ども1人あたり、1か月の上限額 24,000円

## 3 お手続きの流れ

### ①横浜子育てサポートシステムの利用と利用料（報酬）の支払い

提供会員（又は両方会員）との事前打ち合わせの内容に基づいて、お子さんをお預かりします。預かりをした提供会員（又は両方会員）に対して、利用料（報酬）を全額お支払いください。※本事業を利用するためには、会員登録が必要です。詳細は、横浜子育てサポートシステムのウェブサイト（<http://famisapo.city.yokohama.lg.jp/>）をご確認ください。

### ②援助活動報告書兼領収証の受け取り

助成金請求の際に「援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）」が必要です。利用会員記載欄（対象額）等を記入してください。

### ③助成の対象者として利用登録申請をする ※初回のみ 【電子申請または郵送】

助成金の交付を受けたい方は、事前に、対象者であることを申請してください。電子申請または郵送で申請することができます。郵送で申請する際には、申請書の様式は横浜市ウェブサイトから印刷してください。記入した「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用登録申請書（第1号様式）」に、対象者であることが確認できる書類、助成金の振込先金融機関の口座がわかる資料を添付して郵送してください。

### ④助成金を請求する ※利用月ごと 【電子申請または郵送】

お手元の「援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）」をご確認のうえ、利用した月ごとまとめて、お子さん1名ごとに請求をしてください。電子申請または郵送で請求することができます。郵送で請求する場合、請求書の様式は横浜市ウェブサイトから印刷してください。記入した「横

浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用料助成交付請求書（第3号様式）」に、援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）の写しを添付して郵送してください。

#### ⑤請求内容の審査・助成金の交付

請求内容を審査後、助成金の交付が決定しましたら、指定の金融機関の口座に助成金が振り込まれます。振込依頼人名（通帳に記載される名称）は、「ヨコハマシコサポジヨセイ」（横浜市子サポート成）です。

交付額については、横浜市が請求者宛に送付する「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業交付決定兼支払通知書（第4号様式）」をご確認ください。

#### 施設等利用給付（無償化給付）を受けている場合の助成金請求について

施設等利用給付（無償化給付）※を受けている場合でも、本事業の助成金を請求することができます。受けられる助成金額に影響が出る場合がありますので、請求の順序にご注意ください。

※施設等利用給付（無償化給付）とは…《横浜市ウェブサイト》

[施設等利用費の請求方法（保護者向け）](http://yokohama.lg.jp) 横浜市 ([yokohama.lg.jp](http://yokohama.lg.jp))



#### ◆施設等利用給付（無償化給付）を受けている場合の請求手順

**施設等利用給付（無償化給付）を申請する前に、本事業の助成金を請求してください！**

##### 手順1 本事業の助成金の請求をする【請求先：地域子育て支援課】

- ・全ての援助内容にかかる利用料（報酬）が助成の対象であり、上限 24,000 円／月
- ・本事業の助成金の申請期限は利用月の末日から 5 年後 ※

（例：令和 5 年 4 月利用分の申請期限は令和 10 年 4 月末日（消印有効））

##### 手順2 施設等利用給付（無償化給付）の申請をする【申請先：保育・教育給付課】

- ・預かりもしくは預かりを含む活動の報酬のみが対象
- ・施設等利用費給付申請期限は利用月の末日から 2 年後 ※

（例：令和 5 年 4 月利用分の請求期限は令和 7 年 4 月末日（消印有効））

※ 本事業の助成金と施設等利用給付とで請求期限が異なりますので、申請の際はご注意ください。

【例：横浜子育てサポートシステム事業を使った預かりを月に 30,000 円利用した場合】

本事業の助成金の請求 24,000 円（全ての援助内容が対象）

施設等利用給付の申請 6,000 円（預かりもしくは預かりを含む活動の報酬のみ）

という申請が可能です。

## 4 お手続きの詳細

### (1) 利用登録申請について ※初回のみ、お手続きが必要

助成金の交付を受けたい方は、事前に、対象者であることを申請してください。電子申請または郵送で申請することができます。

#### 【利用登録申請の際に必要なもの】

- ・ 助成対象者であることを証明する書類  
児童扶養手当証書、生活保護費支給証又は保護証明書、市民税県民税課税（非課税）証明書等
- ・ 助成金の振込先金融機関が判る資料  
通帳やキャッシュカードのコピーや、口座情報（金融機関名・金融機関番号・支店名・支店番号・口座情報・口座名義人（カナ氏名））がわかる書類

#### ア 電子申請の場合（横浜市電子申請・届出システム）

利用にあたっては、横浜市電子申請・届出システムの利用者登録が必要です。

- ①横浜市電子申請・届出システムにログインし「手続き一覧（個人向け）」のキーワード検索で「ひとり親」と入力し検索する。
- ②「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業（利用申請）」を選択し、申請内容の入力や助成対象者であることを証明する書類を1枚ずつアップロードする。
- ③申請受け付け後、メールが送信されるので確認する。

手続きに不備や修正がなければ、2週間程度で審査が完了し、登録承認（不承認）メールが届きます。メール本文には、助成金請求の際に必要な「申請コード」の記載があるので、大切に保管してください。

#### イ 郵送での申請

「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用登録申請書（第1号様式）」を使用して申請してください。

#### 【申請書を記入する際の注意事項】

- ・ 消せるボールペン、修正液の使用はしないでください。訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。
- ・ 原則、口座名義人は申請者にしてください。口座名義人を申請者以外にする場合は、委任欄に申請者の署名と押印をしてください。

- ①申請書に、申請者本人（会員）のこゝと、預けるお子さんのこゝとを記入する。
- ②個人情報保護にかかる事項について、同意する旨を署名する。
- ③助成金の振込先について、間違いなく記入する。助成金の振込先金融機関が判る資料（通帳やキャッシュカードのコピーや、口座情報）を準備する。

④申請者が助成対象者であることを証明する書類いずれかを準備する。

- ・ひとり親世帯の方：児童扶養手当証書の写し
- ・生活保護受給世帯の方：生活保護費支給証の写し又は保護証明書（原本）
- ・住民税非課税世帯の方：市民税県民税課税（非課税）証明書

⑤記入した申請書、助成対象者であることを証明する書類、助成金の振込先金融機関が判る資料を1つの封筒に入れて、郵送する。封筒と切手は、申請者をご負担ください。

送付先：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 横浜子育てサポートシステム本部事務局

※提出された書類は返却ができませんので、コピーをとる等、お控えを保管することをおすすめします。

手続きに不備や修正がなければ、2週間程度で審査が完了し「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用登録承認（不承認）通知書」が郵送されます。通知書には、助成金請求の際に必要な「申請コード」の記載があるので、大切に保管してください。

## （2）助成金の請求について

電子申請または郵送で請求することができます。請求は、お子さん1人ごと、利用月1か月分ずつお手続きが必要です。

請求書の内容を横浜市が審査し、交付額を決定します。請求額と交付額が一致するとは限りません。あらかじめご了承ください。

### 【助成金の請求の際に必要なもの】

- ・利用登録承認通知書またはメール
- ・横浜子育てサポートシステム会員番号
- ・援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）

## ア 電子申請（横浜市電子申請・届出システム）

①横浜市電子申請・届出システムにログインし「手続き一覧（個人向け）」のキーワード検索で「ひとり親」と入力し検索する。

②「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業（助成金の請求）」を選択し、利用登録承認

またはメールに記載のある「申請コード」を入力する。

③請求者や預けたお子さんの情報、横浜子育てサポートシステムを利用した月、支払った金額の合計、請求額を入力する。請求額は上限 24,000 円で、支払った金額と上限額のうち少ない方の額を入力する。

④援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）の画像を1枚ずつアップロードする。

⑤請求受け付け後、メールが送信されるので確認する。

利用した月の翌月 10 日までに受付をした場合で、手続きに不備や修正がなければ、利用した翌々月の月末に申請した口座へ助成金が振り込まれます。「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭

等支援事業交付決定兼支払通知書」が郵送されますのでご確認ください。

#### イ 郵送での申請

「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用料助成交付請求書」を使用して請求してください。

##### 【請求書を記入する際の注意事項】

- ・金額の訂正はできません。お手数ですが、改めて作成してください。
- ・消せるボールペン、修正液の使用はしないでください。訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。

- ①利用登録承認通知書に記載のある「申請コード」を記入する。
- ②請求者や預けたお子さんの情報を記入する。
- ③請求額を記入する。請求できるのは、実際に支払った利用料（報酬）です。実費（報酬以外の交通費、おやつ代やキャンセル料等）は除きます。  
＜請求額の計算方法＞
  - （ア） その月に実際に支払った利用料（実費を除いた、報酬）
  - （イ） 助成の上限額：24,000円/月⇒（ア）と（イ）を比較して、少ない方の金額が請求額です。
- ④援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）の写しを準備する。
- ⑤記入した請求書と援助活動報告書兼領収証（助成申請・無償化申請兼用）の写しを1つの封筒に入れて、郵送する。封筒と切手は、請求者にご負担ください。

送付先：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課 横浜子育てサポートシステム本部事務局

※提出された書類は返却ができませんので、コピーをとる等、お控えを保管することをおすすめします。

審査完了後、助成金交付の際には「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業交付決定兼支払通知書」が郵送されます。

利用した月の翌月10日までに受付をした場合で、手続きに不備や修正がなければ、利用した翌々月の月末に口座へ助成金が振り込まれます。

◆横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用料助成交付請求書への記入について

横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用料助成交付請求書

(宛先) 横浜市長

横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業について、助成金の交付を受けたいので、以下のとおり請求します。

1. 申請コード (利用登録承認通知書に記載されているコード) を記載してください。

申請コード									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. 請求額を記入してください。

対象月	提供会員 (又は両方会員) に支払った報酬金額合計(a)	上限額(b)	請求額 (aとbを比較して少ない方)
令和 5年 3 月分	9,600 円	24,000 円/月	9,600 円

横浜市で審査を行いますので、「請求額」と実際の交付額が異なることがあります。

4. 助成の対象となる月の、援助活動報告書兼領

援助活動報告書兼領収証 (助成申請用) の助成対象額 (報酬額) の合計を、お子さん1人ごと記入してください。お子さんが複数の場合には、請求書を分けてください。

横浜子育てサポートシステム **令和5年 3月分** 援助活動報告書兼領収証 ②利用会員保存(助成申請用)

利用会員		中区		No.0000000		氏名 横浜 太郎 様		*「区支部事務局提出用」は翌日5日までに区支部事務局に提出してください			助成対象額 (利用会員記載)	無償化対応額 (利用会員記載)	
日(曜日)	子どもの名前	活動内容	活動時間	事項	時間	報酬	交通費	その他費用	合計	活動内容等記録シートサイン	対象額	無償化対象	対象額
6日 (月)	横浜 花子 (5歳)	8	4	活動開始	15:00	800円 × 3時間 円 × 時間	( )	( )	3 時間	横浜	2,400円	対象	円
				活動終了時	18:00								
13日 (月)	横浜 花子 (5歳)	8	4	活動開始	15:00	800円 × 3時間 円 × 時間	( )	( )	3 時間	横浜	2,400円	対象	円
				活動終了時	18:00								
20日 (月)	横浜 花子 (5歳)	8	4	活動開始	15:00	800円 × 3時間 円 × 時間	( )	( )	3 時間	横浜	2,400円	対象	円
				活動終了時	18:00								
27日 (月)	横浜 花子 (5歳)	8	4	活動開始	15:00	800円 × 3時間 円 × 時間	( )	( )	3 時間	横浜	2,400円	対象	円
				活動終了時	18:00								
活動件数合計		4 件		金額合計		9,600 円	円	円	9,600 円		9,600 円	対象件数	4 件

援助活動報告書兼領収証 (助成申請・無償化申請兼用) の「助成対応欄 (利用会員記載)」に、請求者 (利用会員) が対象額を記入してください。請求書と一緒に提出してください。利用した月において、援助活動報告書兼領収証が複数枚に及ぶ場合は、すべてご提出ください。

## 5 請求の受付期間について

利用した月の翌月 10 日までに請求を受け付けた場合、手続きに不備や修正がなければ、利用した翌々月の月末にご指定の口座へ助成金を振込みます。

請求受付期間外であっても、期間※内に請求いただければ本事業の助成は受けられます。次回の受付期間までにご提出ください。※期間とは、利用月の月末から 5 年間です。

**【令和 5 年 1～3 月の利用月の受付期間】※令和 4 年 12 月分以前の利用月は、助成対象外**

利用月（目安）	請求受付期間 （郵送：最終日消印有効まで）	支払予定日
令和 5 年 1 月分	2 月 1 日（水）～ 2 月 10 日（金）	3 月下旬
2 月分	3 月 1 日（水）～ 3 月 10 日（金）	4 月下旬
3 月分	4 月 1 日（土）～ 4 月 10 日（月）	5 月下旬

※請求内容に不備等があり審査にお時間をいただいているものは、上記支払い予定日より 1 か月以上遅れることになります。ご了承ください。

## 6 よくあるご質問

Q1	請求を失念していたため、提出が遅れ、受付期間内に提出することができませんでした。この場合、助成が受けられますか？
A1	受付期間を過ぎた場合でも、給付は受けられます。次回の受付期間までにご提出ください。 例：1 月分の利用料を 2 月に申請できなかった場合 ⇒書類を揃えたうえで、3 月の受付期間にご提出ください。なお、2 月分の申請書も 3 月の受付期間までにご提出いただいた場合は、1 月分と 2 月分を合わせて審査いたします。
Q2	助成金はいつまで請求できますか？
A2	申請期限は利用月の翌月 1 日から 5 年間です。 （例：令和 5 年 1 月に利用した分の申請期限は令和 10 年 1 月末（消印有効）となります。）
Q3	子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受けていますが、対象となりますか？
A3	対象となりますが、二重申請はできません。（利用料を超える助成を両者から受けることはできません。） 例○：横浜子育てサポートシステム事業を 1 月に 30,000 円分利用した場合 ⇒24,000 円分を本助成金に申請、6,000 円分を無償化給付に申請 （ただし、無償化給付は預かりもしくは預かりを含む活動の報酬のみ） 例×：横浜子育てサポートシステム事業を 1 月に 24,000 円分利用した場合 ⇒24,000 円分を本助成金に申請、24,000 円を無償化給付に申請（二重申請となり NG） また、本助成金はすべての援助内容にかかる報酬が助成対象となりますが、施設等利用給付（無償化給付）では、預かりもしくは預かりを含む活動の報酬のみが対象となっています。そのため、 <u>本助成金を優先的に申請</u> いただきますようお願いいたします。

なお、申請状況の確認のため、申請にかかる情報については、無償化給付の担当と共有させていただきます。

Q 4 現在事情があり、横浜市外に住民票を置いたまま横浜市内に住んでいます。横浜市に申請できますか。

A 4 申請可能です。横浜市で児童扶養手当や生活保護を受給している方は証明できる書類と一緒に申請してください。住民税非課税世帯の方は、住所地で発行される非課税証明書が必要となります。

Q 5 過去に届いた「横浜子育てサポートシステムひとり親家庭等支援事業利用登録承認通知書」を紛失してしまいました。申請コードがわからないので、再度送ってもらうことはできますか。

A 5 再送はできません。申請書の「申請コード」は空欄のまま、提出してください。(初回申請時についても、空欄のまま提出してください。)

## 7 書類の送付先

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課 横浜子育てサポートシステム本部事務局

## 8 お問い合わせ先

助成金に関すること（助成対象者や申請・請求書類の書き方など）

メールアドレス：[kd-kosapojyosei@city.yokohama.jp](mailto:kd-kosapojyosei@city.yokohama.jp)

TEL：045-671-4157 FAX：045-550-3946

電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで（12月28日～1月3日を除く）

横浜子育てサポートシステムの登録や利用調整に関すること

各区支部事務局へお問合せください。

横浜市電子申請・届出システム利用者登録や操作に関すること

メールアドレス：[support-center@shinsei.city.yokohama.lg.jp](mailto:support-center@shinsei.city.yokohama.lg.jp)

TEL：0120-329-478（電話受付時間：平日午前9時～午後5時）



横浜子育てサポートシステム  
区支部事務局一覧

※市販の封筒で申請や請求を行う際には、下記を切り取ってお使いください。

助成金交付申請書在中

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

横浜子育てサポートシステム本部事務局 行